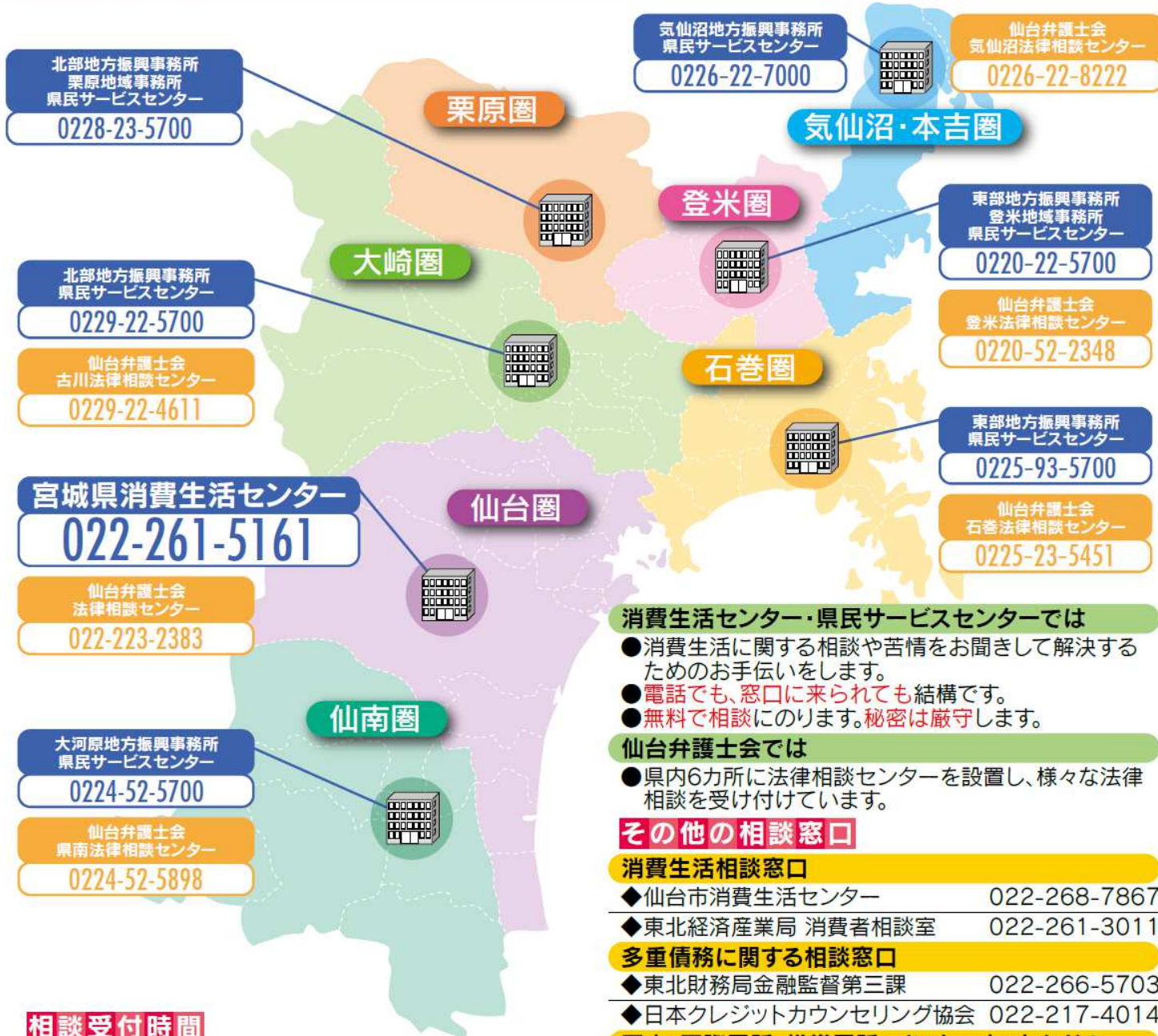


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆コンプリートガチャが規制対象になりました

- ◆最新版 消費者トラブル

- ◆コードやプラグなどの配線器具の事故に注意！

- ◆消費生活出前講座を行っています

9 September
月号

第30号

コンプリートガチャが規制対象になりました

携帯電話で遊べるソーシャルゲームの「コンプリートガチャ（通称：コンプガチャ）」について、子どもが熱中し、高額な利用料金を請求されるトラブルが発生しました。県消費生活センターにも、「息子が親のクレジットカードを使い、携帯電話でネットゲームをしていた。クレジット会社から、残金不足で引き落としできなかったとの連絡があり事実が分かった。」と言った相談が寄せられました。消費者庁は、このコンプリートガチャについて、景品表示法違反の「カード合わせ（絵合わせ）」に当たるとして、運用基準を今年7月1日に改正・施行しました。

「コンプリートガチャ」とは？

SNSの交友関係を利用して楽しむオンラインゲームをソーシャルゲームと言います。このゲームの中で用いるキャラクターやアイテムを、くじ引きで受け取る仕組みが「ガチャ」です。

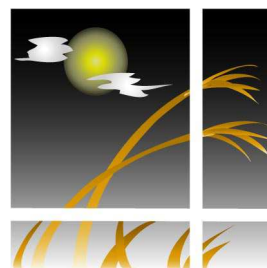
コンプリートガチャとは、特定のアイテムを数種類揃えると、ゲーム中使用することができる別の希少アイテムを手に入れる仕組みのことをいいます。特定のアイテム数種類を揃えるためには、有料の「ガチャ」を何度も行わなければなりません。

今後はここに注意！！

コンプリートガチャは廃止されましたが、有料のガチャについては、現在も利用可能です。利用者が、ゲームの利用に際して、利用料や通信料がかかることを十分に認識することが必要です。

また、未成年者が親のクレジットカードを使用してゲームに夢中になった結果、高額な請求を受けたというケースもあり、ゲームの仕組みだけでなく、契約に関する知識を身に付けることも大切です。

最新版 消費者トラブル



送りつけ商法

最近、県内の消費生活センターには、悪質な送りつけ商法のトラブルに関する相談が寄せられています。



このような相談がありました

身に覚えのない業者から突然電話があり、「健康食品の注文を受けたので送る。」と言われた。「注文していない。」と伝えましたが、「キャンセルはできない。2万円を支払うように。受け取らなかったら裁判を起す。」と脅かされた。どうすれば良いか。

アドバイス

- 必要のない商品の勧誘ははっきりと断りましょう。また、業者名や連絡先を確認しておきましょう。
- 消費者が了承していないにもかかわらず一方的に商品を送り付けられた場合は、支払の義務はありません。商品が届いても、安易に受け取らないようにしましょう。
- 一度代金を支払ってしまうと、販売業者が返金に応じない場合があります。必要のない商品の代金は支払わないようにしましょう。

投資勧誘・二次被害

県の消費生活センターには、未公開株や社債の勧誘に関する相談が寄せられています。また、過去に未公開株で被害に遭った人を狙った二次被害も発生しています。



このような相談がありました

2年前に勧誘されて購入した未公開株が上場されず、被害に遭ってしまった。今回ある業者からハガキで「被害について調査し、当社の弁護士が取り戻す」と案内されたが、信用できるか。

アドバイス

- 知らない人から電話や郵便による未公開株や社債の勧誘は、詐欺の可能性大です。未公開株や社債などを、登録を受けた証券会社以外が行った売買は、「原則無効」です。また、登録を受けた証券会社以外による広告及び勧誘は、「違法」です。
- 「過去に投資勧誘で被害に遭った額を取り戻します」などと言われても、安易に契約してはいけません。必要がなければ、きっぱりと断りましょう。
- 少しでも不審に思ったら、お近くの消費生活センターに相談しましょう。

コードやプラグなどの配線器具の事故に注意！

こんな使い方していませんか？



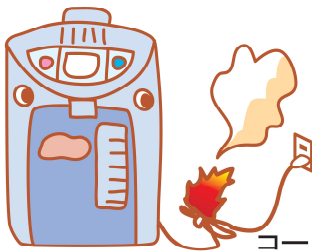
コードを乱暴に扱う

事例

ヘアドライヤーの電源コード根元部分から火花が出て、腕にやけどを負った。
(2010年6月 東京都)

原因

電源コード根元部分をねじったり曲げたりしていたため、断線して火花が出たものです。



許容量を超えやすいたこ足配線をする

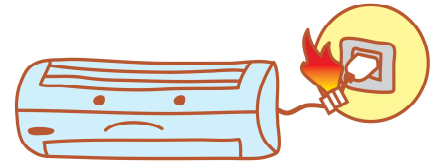
原因

他の電気製品も延長コードに接続していたため、コードの定格容量を超えていました。そのため、異常発熱して発煙し、焼けたものです。



コードの上にものをのせる

コードを束ねる



素人修理をする

事例

エアコンのスイッチを入れたら、吹き出し口から炎が出て柱が焦げた。
(2010年8月 広島県)

原因

電源コードを途中で切断してねじり接続をしたため、接触不良をおこして異常発熱し、発火したものです。



コードを引っ張る

▲注意喚起・アドバイス▲



長年にわたり電源プラグをコンセントに差し込んだままにしていると、ホコリや湿気が原因で、発火する危険性があります。定期的に掃除や点検を行い、取扱説明書の内容に従って正しく使いましょう。

製品事故が発生した場合は、お近くの消費生活センターへ御連絡ください。

出典：独立行政法人製品評価技術基盤機構「暮らしの中のかくれた危険」

消費生活出前講座を行っています

消費生活センターでは、消費者トラブルを紹介し、「被害に遭わないためには何に注意をしたらよいのか」、「遭ってしまった場合どう対処したらよいのか」等をお話する消費生活出前講座を行っています。御依頼に応じて、学校や企業、お住まいの地域に講師を派遣しています。また、弁護士による消費生活法律授業も実施しています。

詳しくは、以下を御確認ください。

- 県消費生活センターホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/syoubun/syohi-sc/>
- 県消費生活センターお問い合わせ 電話：022-261-5164（啓発専用）